

船舶設備規程等の一部改正に関する意見の概要と国土交通省の考え方

○イマーション・スーツ関連

1. 寄せられたご意見の概要

イマーション・スーツの備え付けに関し、総トン数 500 トン以上の漁船について適用することは、SOLAS 条約の適用対象船舶でないため反対である。

2. 国土交通省の考え方

イマーション・スーツの備え付けは、海難発生時のさまざまな救命シナリオの中で、退船の際に直接海に投げ出されるなどした者の死亡率が著しく高いことを踏まえ、この死亡率を低減する費用対効果の高い方法として採択されました。

この改正経緯に鑑みれば、SOLAS 条約の適用の有無にかかわらず、同じ気象・海象条件の下で運航する船舶には、同等の基準を課す必要があると考えます。

このため、総トン数 500 トン以上の漁船にも、イマーション・スーツの備え付け要件を適用することと致します。

○図面の保管関連

1. 寄せられたご意見の概要

船内に図面を保管することに関し、SOLAS 条約の適用対象船舶でないものに適用することには反対である。

2. 国土交通省の考え方

船舶の安全性を維持するためには、船舶の適切な維持管理が必要であり、このことは、国際航海の有無、船舶の種類、航行区域に関係なく、SOLAS 条約の適用の有無にかかわらず、すべての船舶に共通します。

新造時及び構造変更時には、造船所より船主に完成図面が渡されることが通例であり、一般的には船内及び会社で保管しているものであり、今般、最低限必要な範囲のものを船内に保管するように規定するものです。